

# もちの木園などの施設に 指定管理者制度を導入

地方自治法の改正により「公の施設」の管理運営を民間の事業者やその他の団体に任せられるようになりました。阿久比町では四月一日から心身障害者小規模授産所（もちの木園）をはじめ八施設に指定管理者制度を導入します。

町行政改革の一環としてもこの制度を導入することにより、民間の力を活用し、住民サービスを向上させ、経費の節減などを図っていきます。

## 指定管理者制度とは

公の施設の管理運営を広く民間の事業者や団体にも任せられることができる制度です。

これまで町の所有する公の施設は、直営または公共的団体に管理委託して運営してきました。

地方自治法の改正により、公の施設の管理運営を町に代わって民間の事業者やその他の団体が行えるようになりました。

施設の管理運営を任せる事業者などのことを「指定管理者」と呼びます。この指定管理者は、町が指定して議会の議決を得ます。

## 指定管理者制度の導入に向けて

町では民間の力を活用して、町民によりきめ細やかなサービスの提供

が行えるように、指定管理者制度を導入することにしました。

平成十七年十二月に「公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」を定め、十二月・平成十八年三月に「各公の施設の設置及び管理に関する条例」を改正して、幅広い団体が施設の管理・運営を行えるように整備しました。

## 4月1日からスタート

四月一日から、心身障害者小規模授産所（もちの木園）、老人憩の家（阿久比・福住・高岡・萩・卯之山・宮津団地・草木）に、指定管理者制度を導入します。

これらの施設は、今までの管理委託制度で培った経験を活かしてもらい、施設を利用される方にとって、より使いやすい施設運営をしてもら

## 指定管理者による管理運営が始まる施設



- 施設名：心身障害者小規模授産所（もちの木園）  
所在地：大字卯坂字下同志鐘40・3  
☎48・3885）  
担当課：住民福祉課  
☎48・1111内線226）  
指定管理者：社会福祉法人  
阿久比町社会福祉協議会

- 施設名：阿久比老人憩の家  
所在地：大字阿久比字北下川49・3  
☎48・3536）
- 施設名：福住老人憩の家  
所在地：大字福住字平野4・1  
☎48・6851）
- 施設名：高岡老人憩の家  
所在地：大字矢高字三ノ山高9・1  
☎48・6850）
- 施設名：萩老人憩の家  
所在地：大字萩字首根7・18  
☎48・3538）
- 施設名：卯之山老人憩の家  
所在地：大字卯坂字北ノ浦58・1  
☎48・3547）
- 施設名：宮津団地老人憩の家  
所在地：大字宮津字小廻間1・47  
☎48・1699）
- 施設名：草木老人憩の家  
所在地：大字草木字平井堀35・1  
☎48・2539）  
担当課：保険課  
☎48・1111内線228）  
指定管理者：各大字・自治会

うため、社会福祉法人阿久比町社会福祉協議会、各大字・自治会に施設の管理をお願いしました。（指定期間は平成十八年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで）

公の施設をより効率・効果的に使用してもらうため、指定管理者希望

者に施設管理方法を提案してもらい、来年度以降も随時この制度を取り入れて施設の管理運営を行っていきます。

詳細は担当課または総務課  
☎481111（内230）へ  
問い合わせてください。